

専修学校の概要

1 制度の概要

- ア 制度の創設 昭和51年1月11日
- イ 目的 職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。
(学校教育法第82条の2)
- ウ 課程 専修学校には、次のとおり3種類の課程がある。
- ・ 高等課程 (中卒者対象) : 高等専修学校
 - ・ 専門課程 (高卒者対象) : 専門学校
 - ・ 一般課程 (学歴不問)
- エ 設置基準
- ・ 修業年限1年以上
 - ・ 授業時数800時間以上
 - ・ 教育を受ける者が常時40人以上

2 学校数、生徒数等の現状

ア 専修学校設置者別学校数、教員数、生徒数 (平成14年5月1日現在 学校基本調査)
()内は百分率を示す

設置者 区分	総計	国立	公立	私立
学校数	3,467校 (100)	99 (2.9)	215 (6.2)	3,153 (90.9)
生徒数	765,558人 (100)	12,684 (1.7)	32,283 (4.2)	720,591 (94.1)
教員数 (本務者)	39,062人 (100)	765 (2.0)	2,748 (7.0)	35,549 (91.0)

	学校数
高等課程	645
専門課程	2,967
一般課程	260

イ 専修学校の分野別、課程別生徒数 (平成14年5月1日現在 学校基本調査)
()内は百分率を示す

	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業実務	服飾・ 家政	文化・ 教養	合計
高等課程	7,388 (12.9)	15 (0.0)	19,066 (33.4)	9,063 (15.9)	1,829 (3.2)	9,154 (16.0)	7,665 (13.4)	2,887 (5.0)	57,067 (100)
専門課程	122,883 (18.6)	3,370 (0.5)	185,899 (28.2)	76,882 (11.7)	62,419 (9.5)	69,745 (10.6)	30,352 (4.6)	108,230 (16.4)	659,780 (100)
一般課程	34 (0.0)	59 (0.1)	134 (0.3)	1,274 (2.6)	5 (0.0)	182 (0.4)	2,094 (4.3)	44,929 (92.2)	48,711 (100)
計	130,305 (17.0)	3,444 (0.4)	205,099 (26.8)	87,219 (11.4)	64,253 (8.4)	79,081 (10.3)	40,111 (5.2)	156,046 (20.4)	765,558 (100)

ウ 高等学校新規卒業生進学率等 (平成14年5月1日現在 学校基本調査)

区 分	専修学校専門課程	短期大学 (本科)	大学 (学部)
高等学校新規卒業生進学率	18.0%	8.4%	36.2%
進 学 者 数	236,711	110,089	475,330

専門学校関係法令（学校教育法 抜粋）

1．目的規定

第八十二条の二 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うものは、専修学校とする。

一～三 (略)

2．修業年限

専門学校

第八十二条の二 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うものは、専修学校とする。

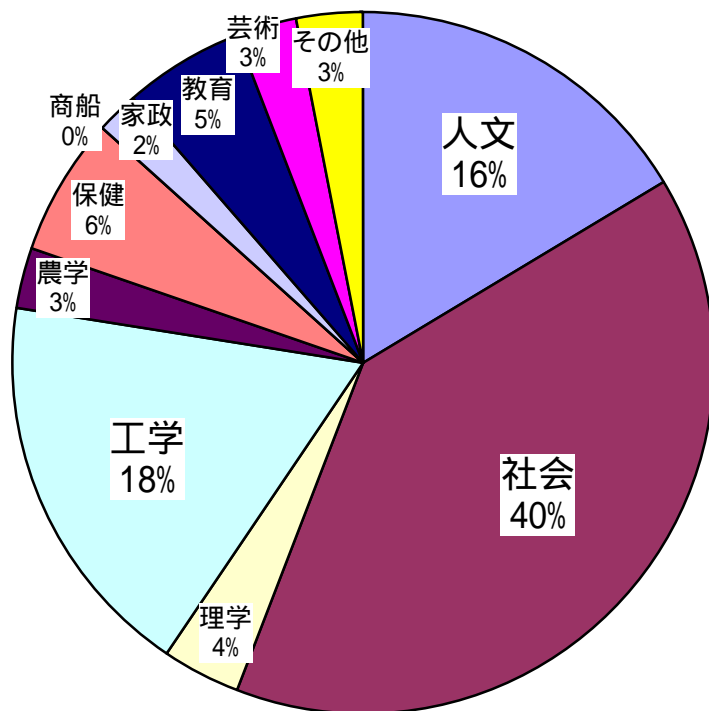
一 修業年限が一年以上であること。

二～三 (略)

専修学校に関するこれまでの主な施策の経緯

昭和51年	1月	・ 学校教育法一部改正及び専修学校設置基準等の施行により，制度発足
昭和57年	8月	・ 私立学校振興助成法一部改正 専修学校を設置する準学校法人に対する国及び地方公共団体の助成及び監督規定を整備
昭和60年	4月	・ 修業年限2年以上等の要件を満たす専門課程卒業者に「国家公務員 種試験」受験資格
昭和60年	9月	・ 修業年限3年以上で文部大臣の指定する高等専修学校卒業者に「大学入学資格」を付与（6月に臨時教育審議会第1次答申）
平成3年	7月	・ 大学設置基準等の改正により，修業年限2年以上の専門学校における学修（既修得単位を含む）を，大学等が単位として認定する制度を創設（2月に大学審議会答申）
平成5年	4月	・ 一定の専修学校の設置を主たる目的とする準学校法人等を所得税法及び法人税法上の特定公益増進法人に追加
平成5年	4月	・ 学校教育法施行規則の改正等により，高等専修学校における学修等を，高等学校が単位数の一部として認定する制度を創設
平成6年	6月	・ 専修学校設置基準の一部改正（他の専修学校等における学習成果の認定，昼夜開講制，科目等履修制度を導入） ・ 一定要件を満たす専門課程の修了者に対し「専門士」の称号を付与できる制度を創設
平成9年	7月	・ 「専門士」の称号を付与された留学生在が，修了後も一定の要件を満たせば在留資格の変更を許可し，大学への留学生の場合と同様に本邦において就職することを認めるよう取扱いを変更
平成9年	12月	・ 大学審議会「高等教育の一層の改善について」において「大学等において編入学を認めていくのが適当」等を答申
平成10年	6月	・ 専門学校卒業者の大学編入学等を盛り込んだ学校教育法等の一部改正法成立（平成10年6月12日公布法律第101号）施行日は平成11年4月1日
平成10年	9月	・ 留学生の資格外活動許可（アルバイト）について、大学への留学生の場合と同様に取扱いを変更
平成11年	1月	・ 労働省の専修学校等への委託訓練の拡大について協力依頼
平成11年	2月	・ 専門学校卒業者の公認会計士試験及び不動産鑑定士試験の第一次試験の免除の適用（平成11年4月より）
平成11年	6月	・ 生涯学習審議会「学習の成果を幅広く生かす」において「専修学校設置基準の改正の早期検討」を答申
平成11年	10月	・ 専修学校設置基準の一部改正（他の専修学校等における学習成果の認定の拡大，遠隔教育の導入）
平成12年	12月	・ 専門学校卒業者について社会保険労務士試験の受験資格を拡大（平成13年度より）
平成13年	6月	・ 税理士法の一部改正法が成立し，専門学校卒業者について税理士の受験資格を拡大（平成14年度より）
平成14年	3月	・ 専修学校設置基準の一部改正（自己点検評価・情報提供について規定）

大学の分野別学生数(平成14年度)



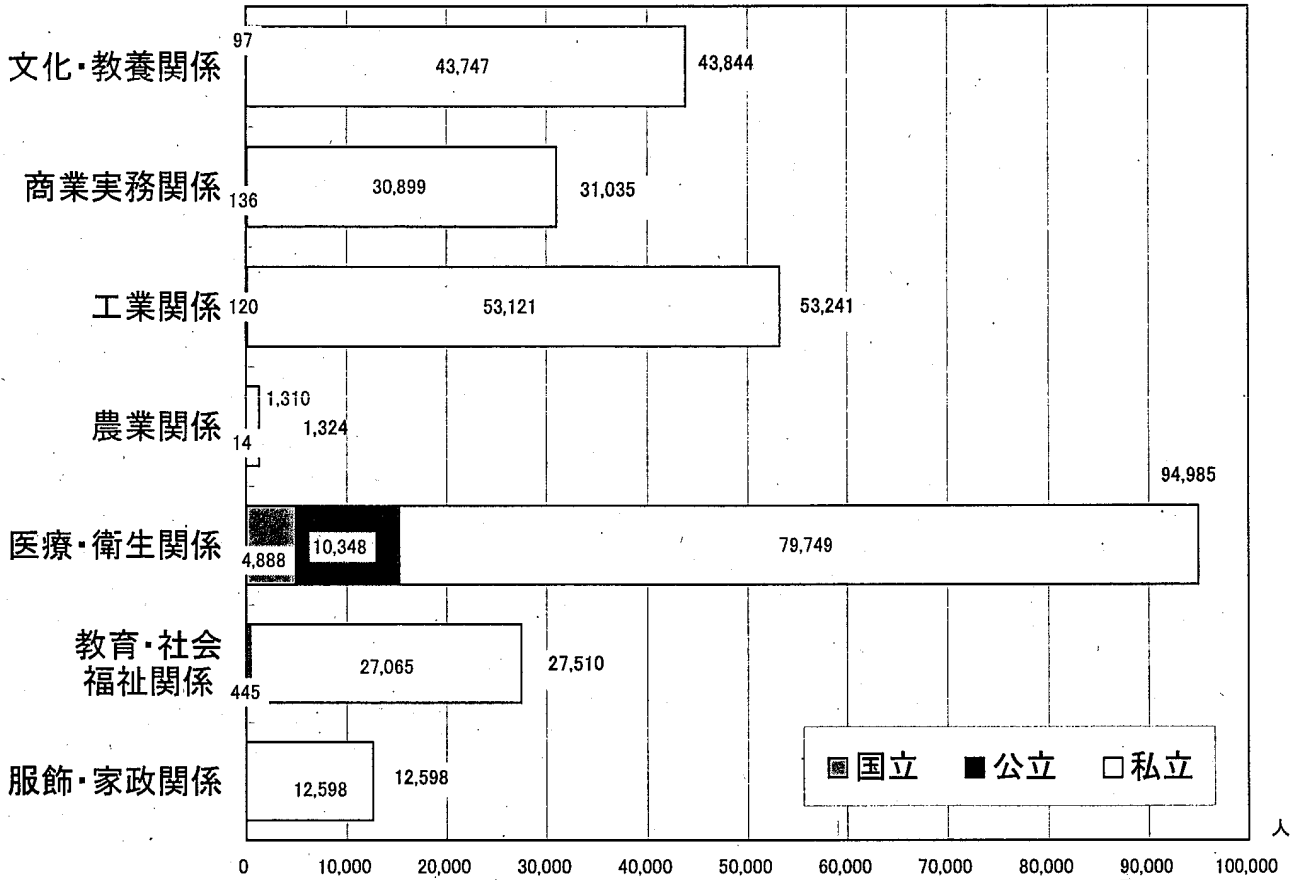
(人)

人文	社会	理学	工学	農学	保健	商船	家政	教育	芸術	その他	合計
411,423	983,478	88,075	456,700	69,516	157,231	801	49,567	135,426	69,335	77,595	2,499,147

(学校基本調査より作成)

専門学校の卒業生の状況(平成14年度)

設置者別・分野別卒業生数



分野別卒業後の進路

